

査答申情第67号

令和3年9月3日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田 榮仁郎

令和2年11月5日付け「生人事第107号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

生駒市長が審査請求人に対し令和2年9月7日付け「生人事第71号」でした処
分のうち、評価項目を不開示とした部分を取り消し、各面接担当者の氏名、各受験
者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間並びに各面接担当者による評価内
容を不開示とした部分については本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し令和2年9月7日付け「生人事第71号」でした処
分のうち、各面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終

了時間、評価項目並びに各面接担当者による評価内容を不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、生駒市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、「令和元年度社会人対象生駒市職員採用試験2次試験及び3次試験の選考に係る面接官ごとの採点表」(以下「本件行政文書」という。)の開示を請求したところ、市長が本件行政文書の一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち、各面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間、評価項目並びに各面接担当者による評価内容を不開示とした部分の取消しと開示を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 市長が不開示とした情報(審査請求があった部分に限る。)

市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間、評価項目並びに各面接担当者による評価内容

(2) 条例

① 条例第7条は柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、

② 条例第7条第1号は本文で「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは

記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定し、

- ③ 条例第7条第5号は柱書で「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」と定め、エで「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(3) 市長が不開示とした理由

- ア 各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間並びに各面接担当者による評価内容は、条例第7条第1号が定める不開示情報に当たる。
- イ 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名、評価項目並びに各面接担当者による評価内容は、これらを開示した場合、採点を行うための要素が明らかになるほか、各面接担当者への受験者の接触を誘発し、又は不当な圧力などが発生するおそれがあり、採用試験の公正円滑な執行に著しい支障が生じるため、条例第7条第5号エが定める不開示情報に当たる。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間、評価項目並びに各面接担当者による評価内容が条例の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

- (1) 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名について

(市長)

受験者などから面接官に対して自己に有利な評価を求める働きかけや不採用者からの不満などが直接寄せられることが想定され、それらの対応処理に多大な事務や時間が費やされ、採用試験が適切に実施できないことが大いに懸念される。

ただし平成24年3月13日付査答申請第43号「行政文書不開示決定処分に対する不服申立てについて（答申）」を踏まえ、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者については、氏名や職がすでに広く公になっているものであることから、働きかけ等があった場合でも、試験に支障はないとして、開示している。

以上のことから、当該情報のうち市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名については、その開示により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(審査請求人)

開示した場合、各試験担当者に対し、受験者の接触を誘発し、又は不当な圧力などが発生するおそれがあり、採用試験の公正円滑な執行に著しい支障が生じ、生駒市情報公開条例第7条第5号エに該当するとされるが、令和元年度社会人対象卒生駒市職員採用試験は、株式会社エン・ジャパンとの提携によってテレワークや副業を可能とする勤務形態で採用しており、例年の社会人採用とは採用方法も異なる。反復継続的な事務でもなく、これらの情報が今後の採用試験の公正な実施や、試験担当者の接触を誘発する恐れもない。むしろ、当該情報を開示することは、当該試験が公正に実施されていること

を証することに資するものとする。

(2) 各受験者の面接に係る集合時間・開始時間及び終了時間について

(市長)

面接官が面接試験を行う上で、適切な面接時間の管理を行うため、記載している。面接試験時は、受験者が交代で面接会場へ出入りするが、その際設けている待機場所において、面接試験の順番の前後で、受験者が2名以上同席し、当該受験者同士が会話を交わす機会もある。したがって、当該情報を開示した場合、受験者の評価点数がその前後の受験者に知り得ることとなってしまうことから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

(審査請求人)

前後の受験者の点数を知るところとなっても、本人同士が自らの意思で個人情報を出さない限り、人物の特定にはつながらない。当該情報は受験者が等しく面接時間を確保されているかどうか、面接試験の公平性の検証に欠かせない情報であり、公開すべきである。

(3) 評価項目について

(市長)

面接官が面接試験の評価点数をつける上で指標となるものである。この指標は、受験者を生駒市で採用した後十分活躍できる人材か否かといった長期的な観点をもって定めたものであり、今後その指標を大きく変更する予定はない。

したがって、当該情報を開示した場合、今後実施する面接試験において、当該情報を取得した受験者に有利な面接試験対策となりうる試験技術を先行して与えてしまい、今後、受験者の中で当該情報を持つ者と持たない者とが分かれる結果を招き、公正な競争を伴った試験実施が不可能となる。

また、面接試験の目的は、受験者の本来の能力、資質及び職務適性等を正確に評価することであり、受験者が当該情報を取得した場合に、面接官の質問に対して自己の能力や経験の内容を誇張して回答するなどのおそれがある。

以上のことから、当該情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(審査請求人)

小紫市長は自著『公務員面接を打ち抜く力』第1章において、『『人物重視』採用の面接で問われていること』として具体的な評価の視点をあげている。生駒市の職員に採用されたい受験生であれば、自身に「有利な面接試験対策」として本著を「先行して」読むことは想像に難しくなく、実際、公務員予備校でも対策本としているが、その対策本の著者である小紫市長自ら3次面接に入り、採点にも加わっているため、むしろチェックポイントを公表し、情報格差をなくすことが受験者の公平につながり、面接試験が公正な競争となる。これは、本著や小紫市長のインタビュー記事を自身が運営するサイト「地方自治体を応援するメディア」で紹介する編集長の〇〇〇〇氏も、本件に係る令和元年度社会人枠生駒市職員採用試験に応募し、採用されている事実があることからいえる。

また、採用試験において「自己の能力や経験」を「誇張」することは、当該情報の開示の有無にかかわらず、採用されたいと思うのであれば、その程度に差はあれ、当然ありえることであり、開示しないことには当たらない。

(4) 各面接担当者による評価内容について

(市長)

各項目に照らして、面接官の主観的な印象を記載するもので、面接官が記入する評価点数の目安として任意に使用するものである。面接官が、受験者

に抱いた各項目の評価を「○」や「×」という記号や点数を記入するほか、面接時に取得した受験者に関する情報や受験者に対する印象・感想・評価等を、自由に記述するものである。

したがって、当該情報は、個人の人柄や能力的な適正・評価のみならず心身・経歴・能力・成績等の情報が含まれており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、面接時に取得した受験者に関する情報や受験者に対する印象・感想・評価等を開示した場合、面接試験時の評価の指標を公にすることと実質的に同様の結果を招き、当該情報を取得した受験者に先行して有利な面接試験対策となりうる試験技術を与えてしまうことから、今後、受験者の中で当該情報を持つ者と持たない者とが分かれる結果を招き、公正な競争を伴った試験実施が不可能となる。以上のことから、当該情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

面接試験の目的は、受験者の本来の能力、資質及び職務適性等を正確に評価することであり、受験者が当該情報を取得した場合に、面接官の質問に対して自己の能力や経験の内容を誇張して回答するなどのおそれがあるという状況が起こり得、面接試験における正確な評価が困難になるという点が挙げられる。

また、当該情報を開示することが前提となれば面接官が率直な評価を控えて一般的な表現に差し替えるなど面接試験の評価そのものが形骸化するおそれがある。

さらに、当該情報を開示することが前提となれば、面接官になることを拒否する職員が現れる可能性もあり、適正な人材確保を行うための評価技術を持った面接官の確保が困難となり、面接試験が適切に実施できないという結果を招くおそれもある。

(審査請求人)

この情報の各項目の「評価」こそ、各面接官の最終的な得点の元情報になるものであり、公表すべきである。

また、個人の権利利益を含む情報とそうでない情報を区別したうえで、後者については公開すべきである。

さらに、「面接試験時の評価の指標を公にすることと実質的に同様の結果を招き、当該情報を取得した受験者に先行して有利な面接試験対策となりうる試験技術を与えてしまう」というが、小紫市長は自著『公務員面接を打ち抜く力』第1章において、「『人物重視』採用の面接で問われていること」として具体的な評価の視点をあげている。生駒市の職員に採用されたい受験生であれば、自身に「有利な面接試験対策」として本著を「先行して」読むことは想像に難くなく、実際、公務員予備校でも対策本としているが、その対策本の著者である小紫市長自ら3次面接に入り、採点にも加わっているため、むしろチェックポイントを公表し、情報格差をなくすことが受験者の公平につながり、面接試験が公正な競争となる。これは、本著や小紫市長のインタビュー記事を自身が運営するサイト「地方自治体を応援するメディア」で紹介する編集長の〇〇〇〇氏も、本件に係る令和元年度社会人枠生駒市職員採用試験に応募し、採用されている事実があることからいえる。

面接試験における正確な評価が困難になるのであれば、「チェックポイントの項目」を伏せて、「チェックポイントの内容及びコメント」のみを開示すれば済むことである。仮にそれにチェックポイントが知れる表現が含まれるとしても、本件は、「プロ人材」採用は毎年反復されるものでないので公開には支障がないと考える。

また、「当該情報を開示することが前提となれば面接官が率直な評価を控えて一般的な表現に差し替えるなど面接試験の評価そのものが形骸化するおそ

れがある」、「面接官になることを拒否する職員が現れる」とも述べるが、少なくとも2次面接の面接官及び3次面接の外部面接官の氏名は公表されていないので、その主張は当たらない。

そして、「当該情報を開示することが前提となれば」とあるが、プロ人材採用試験は毎年予定されているものではないため、本件が開示対象となっても毎年の採用試験に適用されるものではないと考える。

第4 当審査会の判断

- 1 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名について
面接担当者については、広く氏名等が公になっている市長など特定の職にある者を除き、その氏名を開示した場合、不合格とされた者から思い込みや誤解による、理不尽な、的外れの執拗な不満や抗議等の声が寄せられるのみならず、いわゆるSNSなどを介して、怨恨による誹謗中傷にさらされ、さらには虚偽の事実を適示した誹謗中傷が広く拡散されるなどすることを危惧し、適切な面接、とりわけ率直な質問をすることを萎縮し、その結果、適切な面接試験が実施できなくなるおそれがある。

そうすると、市長、副市長、教育長及び水道事業管理者を除く面接担当者の氏名は、条例第7条第5号エに定める人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報に当たると解すべきである。

- 2 各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間について

各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間は、それぞれ、それのみでは、本来、条例第7条第1号が不開示情報として定める特定の個人が識別される個人に関する情報に当たらない。

しかしながら、

ア 本件処分では各受験者の合計点数が開示されている。

イ したがって、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間が開

示されると、各受験者は、自己の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間と照合することにより、自己の合計点数のみならず、受験順が自己と相前後する受験者の合計点数をも知ることが可能となる。

ウ 本件面接試験では、受験者は交代で面接会場へ出入りしたが、その際、受験者は、指定された待機場所において、受験順に、2名以上同席しており、当該受験者同士が会話を交わす機会もあったことから、自己が特定される情報を他の受験者に提供した受験者がいた可能性を否定できない。

そうすると、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間を開示した場合、本件処分によって自己の合計得点が開示されることを予期せず、自己が特定される情報を他の受験者に提供した受験者の合計得点が、その前後の受験者の知り得るところとなってしまう可能性を否定できない。

したがって、各受験者の面接に係る集合時間、開始時間及び終了時間は、本来、そのみでは、条例第7条第1号が不開示情報として定める個人識別情報に当たらないが、各受験者の合計得点が既の開示されているという特段の事情のある本件においては、その開示によって、当該合計得点に係る特定の個人を識別しうることとなる情報であるから、第7条第1号本文が不開示情報として規定する個人情報に該当すると解すべきである。

3 評価項目について

まず、市長は、要旨、評価項目を開示した場合、評価項目を知る受験者と知らない受験者に分かれる結果を招き、公正な競争による試験実施が不可能となると主張する。

しかしながら、市長も主張するとおり、職員の採用試験は「競争による試験」であることからすれば、いかなる情報を、どのように得て、それをどのように試験に活用するかは、それ自体がすでに公正な競争の一環であるから、評価項目を知る受験者と知らない受験者が生じることが公正な競争による試験実施を

不可能とするとする市長の主張は首肯することができない。

また、市長は、要旨、受験者が当該情報を取得した場合、面接官の質問に対して自己の能力や経験の内容を誇張して回答するなどし、面接試験の目的である受験者の本来の能力、資質及び職務適性等を正確に評価することに支障が生じるおそれがあると主張する。

しかしながら、受験者が、質問に対し、自己の能力や経験の内容を誇張して回答することは、評価項目を事前に知っていることと因果関係があるとは考えられず、また、誇張であるかどうかを見極めるのも面接担当者の役割と責任のひとつであるから、評価項目を開示することが適正な試験実施に支障が生じるおそれがあるとする市長の主張は首肯することができない。

4 各面接担当者による評価内容について

各面接担当者による各受験者に対する評価が記録された部分には、各評価項目に対応した評価が記号や数値で示されているほか、とりわけ自由記述欄であるコメント欄は、評価記入用紙にあらかじめ「コメント(全体印象や気づいた点などを記入)」と印字されていることからもうかがえるとおり、各面接担当者の各受験者に対する率直かつ具体的あるいは主観的な評価や印象ないし感想などが記録されているが、本件面接試験がその性質上、採用予定人数へのいわゆる絞り込みであることから、かなり辛辣な表現による評価あるいは印象も少なからず記録されていることが認められる。

そうすると、これら各面接担当者による各受験者に対する評価は、条例第7条第1号本文が不開示情報として定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報に当たると解すべきであるから、その余の点について判断するまでもなく、不開示は相当である。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年11月5日	・市長からの諮問（生人事第107号）を受けた。
令和2年11月26日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和3年1月14日 (第160回審査会)	・審議を行った。
令和3年2月22日 (第161回審査会)	・審議を行った。
令和3年3月18日 (第162回審査会)	・審議を行った。
令和3年7月12日 (第163回審査会)	・審議を行った。
令和3年8月25日 (第164回審査会)	・審議を行い、答申を決定した。

※令和3年4月13日、令和3年5月26日、令和3年6月17日に審査会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
わ しま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	